# 大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金

(水産食料品製造業者・生鮮魚介卸売業者向け)

## 1. 概要

原油価格の高騰による電気料金上昇の影響を受けた水産関係事業者を対象に補助金を支給します。

- 2. 対象者(以下全てに該当する必要があります。)
- (1) 令和4年11月1日時点において、町内に事業所を有する水産食料品製造業(水産加工業)または 生鮮魚介卸売業(買受人)を主な事業として営んでいる法人若しくは個人事業主であること。
- ※上記以外の事業を主として営んでいる場合は、対象外となります。(例:宿泊業、飲食サービス業など。)
- (2) 未納となっている町税がないこと。

### 3. 補助内容

- (1) 令和4年4月から同年9月までの期間内に、電気使用量が2,000 kWh 以上の月があること。
- (2) 令和4年4月から同年9月までの期間内の電気料金と前年同月の電気料金を比較し、上昇分を補助限度額の範囲内で補助金を支給します。(1,000円未満切り捨て)
- ※補助金の申請は1事業者につき1回限りとし、町内に複数の事業所を有している場合は補助金上限額の 範囲内において、合算して請求することができます。(町外の事業所は除いてください。)
- ※電気使用量の単位は、1時間当たりの消費電力(kWh、キロワットアワー)になります。
- ※月の電気使用量及び電気料金の期間は、月初めから月末まで、または電力会社からの電気料金の請求書における期間とします。例:電力会社から4月21日~5月20日までの期間の電気使用量を5月分として請求を受けていた場合、当該電気使用量及び電気料金を5月分とします。

#### 4. 補助金額

- (1) ひと月の電気使用量が 2,000 kWh 以上 5,000 kWh 未満 100,000 円以内
- (2) ひと月の電気使用量が 5,000 kWh 以上 10,000 kWh 未満 200,000 円以内
- (3) ひと月の電気使用量が 10,000 kWh 以上 500,000 円以内

## 5. 申請方法

<u>令和4年12月28日(水)までに</u>、下記の方法にて申請してください。(郵送の場合、当日消印有効) 【申 請 先】大洗町役場農林水産課

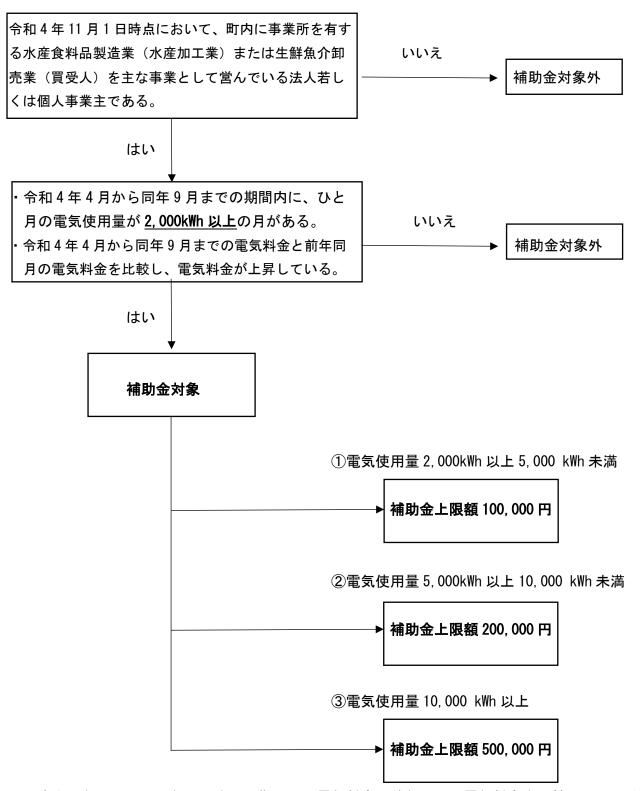
【申請書類】·大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 1-2 号) ·宣誓書兼同意書(様式第 2 号)

※大洗町ホームページ https://www.town.oarai.lg.jpから「大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金」様式第1-2号及び様式第2号をダウンロードして申請して下さい。(申請書類は、大洗水産加工業協同組合にも置かせていただいております。)

### 【添付書類】

- ①令和4年4月から令和4年9月までの期間内に電気使用量が2,000 kWh 以上使用していることが証明できる書類(請求書、領収書または出納簿等の写し)
- ②令和4年4月から令和4年9月までの期間内の電気料金と前年同月の電気料金を比較できる書類(請求書、領収書または出納簿等の写し)
- ③振込口座の写し
- ※その他町長が必要と認める書類
- 6. 申請窓口及びお問い合わせ先

# 大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金 対象確認フロー図



※令和4年4月から同年9月までの期間内の電気料金と前年同月の電気料金を比較し、上昇分を補助金限度額の範囲内で補助する。